

平成二十二年政令第百六十六号

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 公文書管理委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。

第二条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（専門委員の任命）

第二条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の再任）

第二条 委員は、再任されることができる。

（専門委員の任命）

第三条 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員及び専門委員の非常勤）

第三条 専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

（委員長の会務代理）

第五条 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

（委員長に事故があるときの指名）

第六条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第七条 委員会に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下この条及び次条第三項において「分科会」という。）を置く。

第八条 分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律第二十一条第四項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

（分科会に属すべき委員及び専門委員）

第九条 分科会に属すべき委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

（分科会長）

第十条 分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

（分科会長の事務代理）

第十一条 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第十二条 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

（議事）

第十三条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（委員会の議事）

第十四条 委員会の議事は、委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（前二項の規定）

第十五条 前二項の規定は、分科会の議事について準用する。

（委員及び専門委員）

第十六条 委員及び専門委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

（庶務）

第十七条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。

（雑則）

第十八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。

（附則）

第一項 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

（この政令の施行日）

第二項 この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月二十八日）から施行する。

（附則）

第一項 この政令は、平成二十二年二月二日政令第二五一号

（この政令の施行日）

第一項 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（附則）

第一項 平成二七年一月二六日政令第三九一号

（施行期日）

第一項 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものは、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。